

## 第6回 新潟市障がいのある人もない人も共に生きる まちづくり条例推進会議 会議録

○日時：令和年3月24日（水）午後3時00分から午後5時00分

○場所：白山会館 太平明浄の間

○出席者

・委員：高橋（有）委員、大橋委員、西村委員、長澤委員、中林委員、和田委員、竹村委員、斎藤委員、平澤委員、廣川委員、佐藤委員、松永委員、柳委員、中島委員、渡辺委員、高橋（隆）委員、長谷川委員

（17名）（欠席者6名）

・関係課：こども政策課、文化創造推進課、広聴相談課、こころの健康センター、産業政策課、住環境政策課、都市計画課、土木総務課、東区健康福祉課、教育委員会学校支援課、教育委員会施設課、基幹相談支援センター東・中央・秋葉・西、江南区地域総務課

計16名

・事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

○傍聴者：1名

### 1. 開会

---

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

それでは、定刻より少し前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから、第6回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中条例推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、はじめに会議の公開および議事録の取り扱いについて、あらかじめご説明いたします。まず会議の公開についてですが、本市の指針により、会議は原則として公開することとしておりますので、この会議についても、公表が可能となっております。

次に、会議の内容について、市の指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしくお願いたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・条例推進会議出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】共生条例に関する事業の取り組み状況について

- ・【資料2】令和2年度における差別相談事例について
  - ・【資料3-1】令和2年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況
  - ・【資料3-2】令和2年度「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」認知度調査結果
  - ・【資料4】令和3年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定
  - ・【参考資料1】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
  - ・【参考資料2】新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則
- また本日机上配布したものとして、
- ・第4次新潟市障がい者計画概要版
  - ・第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画概要版
  - ・新潟市福祉読本
- がございます。お手元がございますでしょうか。

## 2. 挨拶

---

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、障がい福祉課長の長浜よりごあいさつ申し上げます。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

皆さん、お疲れ様でございます。障がい福祉課の長浜と申します。本日部長の佐久間のほうが所用で出席できないため、代わりに私のほうから一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

まずこの会議の前段というか、大もとになっております、共に生きるまちづくり条例、こちらのほう平成28年の4月に施行ということで、まもなく丸5年が経過するというところでございます。その条例の普及啓発を目的として開始しました、「ともにプロジェクト」というプロジェクト、今日もこのあと説明させていただきますけれど、こちらのほうも、今3年とちょっとぐらい経過をしたというところでございます。

今年度は、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大ということもございまして、なかなか人を集めての研修会ですとかイベント等を使つての周知というものが思うようにできなかった部分はございますけれども、企業のネットワークを構築するような新しい取り組みなども行いながら、周知啓発に努めてきたというところでございます。

なかなか大変な時代ではあると思いますけれども、やはりこういつたときこそ、こういう人と人とのつながりですとか、思いというものが大事になってくるのかなと思っておりますので、皆様方におかれましても、引き続き共生社会づくりを担っていく一員として、一緒に頑張っていただければと思っております。

今日は本当に、年度末お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。このあと会議のほうでも、忌憚ないご意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 議事(1) 会長・副会長の選出

---

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員23名のうち17名の委員が出席されており、過半数を越えていますので、お手元にある参考資料2、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則、第5条第2項の規定により、この会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事1、会長および副会長の選出についてです。当会議は、令和元年度に委員の改選を行い、その後第5回会議は、新型コロナウイルスの影響で書面開催となったため、会長・副会長は決めておりませんでした。つきましては、今回の第6回会議で、会長・副会長を決定いたします。参考資料2、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則、第4条第1項の規定により、会長および副会長は、委員の互選により決定することとなっております。委員の皆様、会長・副会長の選出について、何かご発言ございますでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

(大橋委員)

座ったまま失礼します。大橋と申します。いつもお世話になりましてありがとうございます。私はこの会議にかかわらせていただいて、年に1回か2回ぐらいしか皆さんとお会いしないんですが、非常に貴重な会議になっています。あらためて、本当にこの条例を推進していく意味というのをすごく感じているところでございます。

今までの会議をずっとご一緒させていただいて、私は引き受けられないんですけど、長澤座長と渡辺副座長にこのまま続投お願いできると、私としては非常にありがたいかなと思って、勇気を持って発言させていただきました。皆さんいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。ただいま大橋委員から、長澤委員を座長に、渡辺委員を副座長にとのご提案がありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

はい、ありがとうございます。皆様のご賛同によりまして、会長は長澤委員、副会長は渡辺委員に決定いたしました。それでは、会長に選出されました長澤委員、副会長に選出されました渡辺委員におかれましては、それぞれ会長席・副会長席へお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(長澤会長)

ただいま会長に推薦いただきました、新潟大学教職大学院の長澤正樹です。大学では、

障がい学生支援のキャンパスライフ支援センターのセンター長を兼務しております。私は条例の検討の段階からかかわらせていただいたんですが、この条例の理念というのが、話し合いによる相互理解と問題解決という重要なキーワードがあります。ぜひこの会でも、この理念を大事にしながら、皆様のお知恵を拝借し、よりよいものをつくり上げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(渡辺副会長)

ごめんください。新潟地区手をつなぐ育成会の渡辺と申します。何の力もないんですけども、副会長にということでしたので、精いっぱいやらせていただきたいと思っております。今コロナの感染の騒ぎで、うちらみたいな知的障がいのある子どもたちは大変だなと思うんですけども、それによって何かのときに、差別とか区別とか、いろんなことが起きないように、この条例をもっともっと徹底させていただいたりなんかして、障がいがない世界にいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。それではここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

### 3. 議事（2）共生条例に関する事業の取り組みについて

(長澤会長)

はい、ではよろしく願いいたします。まず議事の2、共生条例に関する事業の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、あらためまして、障がい福祉課の長浜でございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、条例に関する取り組み状況についてご説明いたします。資料のほうは資料1をご覧ください。

まず1番の、障がい等を理由とした差別相談対応についてでございます。令和2年度における障がい福祉課のほうで対応した差別相談の事例の件数は、1月末時点で13件ございました。昨年度と比較すると、4件の減という状況でございます。内訳でございますけれども、精神障がいの方が5件と一番多く、次いで身体障がいの方が4件、ほかの障がいの方に続いているという状況でございます。なお、障がいの方が複数ある方につきましては、主な障がいの種別でカウントしているということになります。

分野別で見ますと、雇用・就労と言ったところでの相談が6件と最も多く、行政機関が3件ということで、それに続く形でございます。詳しくは後ほど資料の2のほうを用いまして、代表事例等を含めて紹介をさせていただきます。

続いて2番、条例研修会等の実施でございますけれども、令和2年度につきましては、こちらの1月分までのデータということになりますが、約3,700の方に対して、条例の周知を図ったというところでございます。前年と比較いたしますと、回数・人数ともに減

少しているというところがございますけれども、新しい生活様式といったところを踏まえまして、条例研修会を収録方式で行って、ご依頼いただいた団体の全従業員へ、それぞれの空き時間にご覧いただくなど、できる限り多くの方へ周知啓発を行えるように工夫をしたというところがございます。直近の3年間では、合計で1万4,000人以上の方に、研修ですとかチラシの配布を行って、周知活動を展開したというところがございます。

続いて、次のページ、3「ともにプロジェクト」の展開でございます。こちらについても、後ほど資料の3-1を使って詳細をご報告いたしますけれども、こちらの「ともにプロジェクト」については、共生社会の実現を推進するために立ち上げたプロジェクトでございます。ここに書いてあります、A：障がいのある人とない人の交流の機会の創出、それからB：一般企業への周知啓発、それからC：わかりやすい広報という3つの視点から、いろいろな事業を展開しているというところがございます。

まずAの、障がいのある人とない人の交流の機会の創出につきましては、学校のほうで、障がいのある方を講師として招いて授業を行った際に、講師への謝礼を補助するというようなことを行っておりまして、これを通じて、障がいのある人との触れ合いですとか、理解を深めるきっかけづくりにつながっているというところがございます。

続いてBの、一般企業への周知啓発といったところでは、障がい者アートの活用ですとか、「ともに Entrance」という共生社会に関心のある企業同士のネットワーク構築の促進、また合理的配慮事例の募集及びホームページの紹介といったところを行っております。

またCのわかりやすい広報については、先ほど説明いたしました条例の普及、それからもう1つ、啓発イベントも行っておりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

取り組み状況については以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より、条例に関する普及啓発状況について説明がございました。質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

詳細につきましては3、4、5のところで説明があると思いますので、そちらでよろしくをお願いいたします。

### 3. 議事(3) 令和2年度における差別相談事例

(長澤会長)

では、議事3に移らせていただきます。議事の3、令和2年度における差別相談事例について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、差別相談事例について説明をいたします。資料のほうは、資料2のほうをご覧ください。先ほどもご説明をさせていただいたとおり、1月末までの時点で、障がい福祉課で対応した差別相談事例の件数は13件ということで、昨年度と比較して4件の減というところがございますし、相談の分野ですとか、障がいの種別ごとの内訳は、資料のほ

うに記載をしているとおりでございます。

引き続き、代表的な事例について説明させていただきますので、次のページをご覧ください。

まず、代表事例の1についてでございます。こちらは、視覚障がいのある方のガイドヘルパーの方からの相談でございました。内容といたしましては、区役所のほうへ手続きに行った際に、受付の職員が申請の書類をガイドヘルパーの前に出したり、ガイドヘルパーにばかり話しかけたりと、障がい者ご本人への説明がなかったということでございました。障がい者ご本人も、今何の手続きをしているのかがよくわからなくて、不安そうであったということで、相談を受けたところでございます。こちらでの原因といたしましては、受付の職員が委託契約の職員だったんですけれども、障がい者対応に関する知識が不足していたということで発生したということがわかったところでございます。

事実確認を行ったところ、受付職員のほうから、ガイドヘルパーに説明をするほうが確実に伝わるのではないかという認識でいて、本人といたしましては、よかれと思って対応したことが、実際にはちょっとそのようなことになってしまったということで、悪質ではないというところは把握できたというところでございます。

こちらの状況を改善すべく、今後はガイドヘルパーではなく、障がいのある方ご本人に対して丁寧な説明をするように促しまして、各区役所に条例のパンフレットを届けて、臨時職員ですとか、委託の職員への配布というものをお願いをしたというところでございます。また実際に、この委託契約をしていた事業所のほうにも、共生条例のほうを周知いたしまして、研修会等の開催についても検討するというふうなご返事を頂いたというところでございます。

この件につきましては、実際に受付した職員のほうとも直接共生条例の話をしたところでございます。話の中で、これまで視覚障がいの方への受付について、トラブルなく終了していたというところでしたけれども、自分の対応に今回問題があったということがわかりましたと、この共生条例のことは知らなかったけれども、このことをきっかけにもっと知りたいと思うというような言葉も頂いたというところでございます。

続いて、代表事例の2でございます。病院での入浴についてということで、こちらは精神障がいをお持ちの方の娘さんからの相談事例で、病院で入浴中に、介助担当の男性職員が介助するため、脱衣所に入ってきて驚いたというような事案でございました。主治医のほうにお話をすると、謝ってもらえたんですけども、浴室のほうの、入浴のほうのルールは変えられないと言われたということで、介助体制について何とか対策をしてほしいと。男性職員に話しかけても無視をされて、差別的な扱いを受けていると感じているといった相談でございました。

相談の内容について、病院のほうに聞き取りを行ったところ、職員の半数が男性であることから、脱衣所までの誘導を男性職員が行い、そのまま脱衣所まで入ってしまったと思われるというところでございました。話し合いの結果、看護師長のほうは事実のほうを認めまして、病院のほうに配慮が足りなかったこと、今後は男性職員が脱衣所へは立ち入らないように周知徹底することを直接本人に伝えて、謝罪をしたというところでございます。このことを、病院から相談者ご本人に伝えると、病院の説明にご本人は納得をされたというところでございます。

この事例については、障がいがある理由かと言われると、少し違うところもあるかもしれませんが、病院側の配慮が足りなかったといった事例といたしまして、紹介をさせていただきます。

続いて、次のページになりますけれども、代表事例の3、保育園に対する指導方法の改善についてということでございます。こちらは、療育教室に通所しながら保育園に子どもを通わせている方から、昨年は付添いや両親の求める指導方法を受け入れてもらえたのに、担任が代わったら受け入れてもらえなくなったと。付添いを認められている保護者もいるのに、自分たちが認められないのは差別や合理的配慮の不提供にあたるのではないかと、いった相談でございました。

こちらにつきましては、障がい福祉課、それから基幹相談支援センター、区役所健康福祉課のほうで、保育園と面談をいたしまして、事実確認を行ったところ、付添いは初年度のみ、2年目以降は付添いは認めていないと。現在付添いを行っている子は、今年度入園したため認めているといった、保育園の独自のルールということがわかったので、障がいを理由とする差別ではないというふうに判断をしたところでございます。

ただし、保育園側も相談者の求めに最大限応じるために、療育が必要な子に、1人保育士がつくように人員体制を強化するなど、可能な範囲で学年主任がフォローに入ることとしたところでございます。副担任のほうからの謝罪もありまして、相談者も保育園側の説明に納得をして、今後も指導保育士を中心に見守っていくということで、終結をした事例でございました。

次に、代表事例の4、就労先での業務内容の改善についてということで、こちらは精神障がいをお持ちのご本人を、訪問看護する看護師の方からの相談で、障がい者本人が、就労先での差別的な扱いにより、体調を崩しているといった相談内容でございました。ご本人からの訴えとしましては、精神障がいがあり、ドラッグストアでの勤務が、非常に疲れやすいので、ゆとりのあるシフトを組むよう店長に要望したけれども、なかなか調整してもらえない。また業務内容についても、ほかのスタッフより冷遇されていると感じており、不利益な取り扱いだというふうに感じているといったところでございました。

事実確認を行ったところ、店側と本人の話に若干食い違いがあるということがわかったというところでございます。お店側といたしましては、本人は忙しい週末に、レジ担当での勤務を希望していたんですけれども、希望どおりのシフトを組んでも突然休んだりすることがあって、そのことを指摘すると、また指摘したことで体調が悪くなるかもしれないと思って、なかなか伝えることができなかったというようなことでした。店側も、レジ担当ではないけれども、その隣で袋詰めするような担当を提案するなど、可能な限り本人の要望に沿うように努めているんだけれども、なかなか要望を通せない部分の説明を、本人の体調を崩さないように、理解できるように上手に伝えられなかったために、本人のほうで少し混乱をして、店に冷遇されていると感じたということがわかったところでございます。ただし店側といたしましては、本人を区別ですとか、排除ですとか、制限するような対応は実際にはしておらず、歩みよっているんだけれども、試行錯誤の対応をしているといったところのため、不利益な取り扱いには当たらないというふうに判断をしたところでございます。

私どもといたしましては、本人に遠慮して言わないと、本人の障がいの特性とかもあつ

て、ますます意味がわからなくなって困るため、少しぎくばらんに言ったほうがいいこと、それから店側が飲める条件をしっかりと伝えるなど、対応の仕方を助言し、また本人に説明するときはメモを取り残すなど、今後の工夫といったところを促したといったところでございます。

また店側のほうも、合理的な配慮といったところについて、提供内容ですとか、提供方法といったところに、少し苦慮されているところがありまして、どこか専門の支援機関の支援といったものを希望したので、調整活動していただけます、障がい者就労生活支援センターのほうを紹介をするとともに、合わせて共生条例についても知らないところがあったので、条例の周知を行ったという事例でございます。

資料として載っているのはこの4つの事例でございます。もう1つ、資料のほうには載せられなかったんですけども、1つちょっと特殊な事例かなというものがありましたので、簡単にお話をさせていただきたいと思っております。これは区役所における香害、香りの害ということでご相談を頂いたもので、いわゆる柔軟剤が原因で、化学物質過敏症を発症するというので、最寄りの区役所に行った際に、庁舎内の空気があまりにも柔軟剤のにおいで満ちていて、ちょっと非常につらかったと。窓口に訴えたんですけども、聞いてもらえなかったといったご相談内容でございました。ご本人は、庁舎で働く職員全員の、柔軟剤の使用を全部禁止してほしいといったような要望だったんですけども、ちょっとそこは正直過重な負担にあたるかなということで、お話をさせていただいたんですけども、実際としては、区役所の中で職員に対して、そういった洗剤ですとか香水等の香りについて配慮するよう、注意喚起を行っていただきましたし、また化学物質過敏症についての記事をホームページ等にあげてもらえないかということで、保健衛生部の保健管理課のほうにもお願いをしたというところでございます。また市報のほうにも、この化学物質過敏症の記事を載せてもらったということもございまして、あと市役所全体の職員に対しての周知ということで、市役所の掲示板の中にも、こういう「化学物質過敏症を知っていますか」というタイトルで、私ども障がい福祉課のほうから記事を書かせていただいたというところでございます。

こういった特殊な事案みたいなものもございまして、引き続き条例の周知啓発活動の中で広く呼び掛けながら、またこういう会議の場で、皆様方のほうにもこういう事例があったということを知っていただきながら、少しでも配慮できるようなところを広げていければと考えているというところでございます。

本日、13件すべての事例を紹介しておりませんが、どの事例も、決して差別をしようとして差別をしたというわけではなくて、やはりいろんな事情で相互の認識不足が背景にあって、結果として差別相談の事例になってしまったというものが、非常に多く見られるのかなというふうに感じております。この条例、一方を罰することで正したりですとか、そういうのではなくて、基本的には双方が歩み寄って理解し合いながら、お互いによりよい状態に進んでいくことを目指しておりますので、そういった趣旨も大切にしながら、今後も調整活動のほうに取り組んでいきたいと考えております。差別相談の状況につきましては以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。口頭で説明あった5番目の事例なんですけど、HSP、Highly Sensitive Person という、感覚の過敏性といって、今学校関係でもこういう生徒が増えていまして、やはり一番多いのにおい、柔軟剤が駄目という、人工的なにおいで教室に入れないという子も何人かいます。こういった、今まであんまり知られてなかった、そういう困難さのある人も、こういう事例にあがってきたというのがちょっと印象的だなと思いました。

それでは、ただいまの説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

(中島委員)

中島と申します。よろしく申し上げます。私、精神分野の専門家の方々への教育用ビデオというものを制作しております。それで、非常にその中で、今本当にしつこいぐらいに強調されているのが、説明は患者さん本人にきちんとする。いくら隣に親御さんたちがついていても、その人たちに説明するのではなくということ、もうあらゆる場面で強調されるんですね。それで、事例の1なんですけれども、びっくりしたのは、受付職員が委託契約の職員であると。これは、今の時代はこういう事例は多いと思うんですが、本当に困って相談に来られた方が、困っている人は当事者の方なんですから、当然その方が絶対に理解できるように、満足できるような対応が必要なんですけど、そういう非常に重要なところに、委託が悪いとは言わないんですけど、十分な訓練を、研修も受けていない方が対応されているというのは、非常に大きな問題だと思います。その対応として、これから周知徹底していくというのがありますけど、ある意味、今すぐご返事等はいらないですけれども、どのような研修をするのかとか、ある意味においてはその人の適正まで、これもちょっとまた差別的な発想になるかもしれませんが、このところが非常に大きな問題であるという認識は持っていたきたいと思いますので、発言させていただきました。

(長澤会長)

今後の研修関係なんか、今教えていただけるようなことございますか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

貴重なご意見ありがとうございます。後ほどもお話しさせていただくんですけども、やはりまだ正直、この条例の認知度というのが十分に伝わっていないというのがやっぱりありまして、私ども市役所で働く職員については、正職員については新人研修の中で、この条例の周知みたいなものを時間をとって説明させていただいてるんですけど、委託職員ですとかについて、そういうことを行われていなかったということで、そこについては反省しなきゃいけない事例だと思っております。

実際には、先ほどお話をさせていただいたとおり、各区役所のほうにこの条例のパンフレット等も当然届けさせていただいて、区役所の中でしっかりとこれを周知をしてほしいということをお願いをしましたので、雇用するときにはできるかどうかというのは、これからまたちょっと相談をさせていただきますけれども、そういった形でできるのであれば、雇用時にその条例の趣旨みたいなものをしっかりと説明をして、ご理解いただくというようなことに取り組んでいければなと思っております。ちょっと人事の担当のほうと相談さ

せていただければなと思っております。

(長澤会長)

ありがとうございました。中島委員、いかがでしょうか。

(中島委員)

はい、結構です。今後ともご努力をお願いいたします。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ほかにお聞きになりたい点がございましたら、挙手をお願いします。はい、高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員)

高橋有紀です。よろしく申し上げます。代表事例の3のところについてお尋ねです。この件は、対応として、保育園のルールであるということで、障がい理由をする差別にはあたらないというご判断をされたということで、ちょっと私わからないのが、合理性配慮の不提供の部分については、どういう検討をして、どういう結論だったというところが、もしわかれば教えていただきたいです。

(長澤会長)

お願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

こちらについては、付添いができないとかということについては、別に障がいがあるから付添いが駄目とかということではなかったと。あくまでも保育園のルールだということで、障がいによる差別ではないという判断をしましたがけれども、ただし実際にそういうことが必要だし、そういうことをしてほしいといったご意見を、その保護者の方から頂きましたので、保育園のほうとしては、その求めに応じるために、その療育の必要な子に1人保育士がつくように、人員体制を強化をする。また可能な範囲で学年主任がフォローに入るというような対応を取るというようにしたというふうになっております。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。

(高橋委員)

ちょっと私の頭の整理がつかなかったもので、ちょっと考えてまた聞くかもしれません、すみません。

(長澤会長)

一応加配の方と、フォローというのが配慮というふうに理解したんですけれども、また

ちょっとお考えになって、質問ございましたら。

ほかいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(大橋委員)

大橋です。代表事例を聞かせていただいて、相談をされてから対応して、ご本人が納得するまでの期間というのが、そういうのがどのくらい要しているのかなというのが、すごく興味深かったです。最初に言ったことから、言った本人が「わかりました」って言われる期間みたいなことはどうなってるのかなと教えていただければと思います。

(長澤会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

基本的にはやっぱりものによるので、一概には言えないんですけど、例えば保育園の案件ですと、最初に相談を受けてたのが7月の中旬で、結果ある程度調整が終わったのが9月の20日過ぎ、約2カ月ぐらいでしょうかね。やはり両方の話を聞いて、その上で判断ということになりますので、そんなにすぐにはなかなか解決しない感じでしょうかね。

病院での入浴中の案件については、7月の中旬に相談を頂いて、これは7月の中旬過ぎ、1週間ぐらいでという感じでしょうかね。

今回の事例で言うと、1番と2番がいわゆる差別にあたるというふうに判断をしたものなんですけれども、それによっても、状況の確認とかにどれぐらい時間がかかるかというので、結構まちまちというのが正直なところでございます。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。はい、ほかいかがでしょうか。では、またこのあとお気付きの点がございましたら、またご発言を頂きたいと思えます。

### 3. 議事(4) 令和2年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況

(長澤会長)

では、議事の4に移らせていただきます。令和2年度「ともにプロジェクト」の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、令和2年度におけるともにプロジェクトの取り組み状況についてご説明いたします。資料のほう3-1をまず初めにご覧ください。まず、説明に先立ちまして、この「ともにプロジェクト」について簡単にご説明をさせていただきます。このプロジェクトは、条例の目的であります、共生社会の実現というものを目指して、平成29年度途中から立ち上げたものでございます。障がいや障がいのある人への理解を深めるために、さまざまな取り組みを行っているというところでございます。このあとそれぞれの取り組みについてご説明をさせていただきます。

まずAの、障がいのある人とない人の交流の機会の創出についてですけれども、こちらにつきましては、学校における障がいのある人との交流といたしまして、市内の小中学校において、障がいのある人と生徒・児童との交流を通じた、心のバリアフリーを推進すべく、障がいのある方を講師として招いた学校に、謝礼の補助を行うといったものでございます。謝礼の補助は、大きく分けて2つありまして、1つが視覚障がいや肢体不自由などの障がいのある人を講師として招いた際の補助、それからもう1つが、平成31年の4月に、新潟市手話言語条例が施行されたといったことを受けまして、聾者の枠を新設いたしまして、聾者を招いた際の福祉教育への謝礼補助といったものの、2つがあります。

最初の、障がいがある人を招いた福祉教育のほうにつきましては、令和2年度は小学校が11校、それから中学校が1校、計12校で、そういった授業を開催をしていただくということができました。盲導犬についての講話ですとか、視覚障がいに関する授業が比較的多かったかなというところがございます。それからもう1つの、聾者等を招いた福祉教育のほうにつきましては、小学校9校で授業のほうが行われたというところで、こちらは聴覚障がいについてのお話とか、手話の体験といったところが開催されたというところがございます。

次にBの、一般企業への周知啓発についてですけれども、①の障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発といったところでは、バス停など、公共空間への障がい者アート展示を通して、障がい者の活動について興味を持ってもらうということで行っております。市役所前のバスターミナルでの障がい者アート展示については、平成30年の4月から展示を開始しまして、今年度も継続をしたというところがございます。それから2つ目の、こども創造センターでの展示については、今年度新たに7月から、子どもたちに障がいや障がい者アートについて興味を持ってもらえるように、入り口のほうに4枚展示をしたというところがございます。それから、それ以降の残りの3つでございますけれども、今年度は新潟駅の周辺に、障がい者アートを数多く展示させていただきました。1つが新潟駅南口のバスターミナルということで、こちらのほうが去年の10月から年度いっぱい、それから新潟駅の東西の連絡通路、それぞれ東西各4枚ずつ、合計8枚、10月からこちら3月いっぱいということで展示をさせていただいております。それからもう1つ、新潟駅の万代口の階段の所に、ともにプロジェクトのロゴマークと条例の名称みたいなものを書いた装飾を、こちらのほうは12月から行ったというところがございます。

それから次の②のともに Entrance でございますけれども、こちらは共生社会づくりに関心を持つ企業等がつながるネットワークということで、令和3年の2月末時点で、仮入会の団体も含めて、今62の企業や団体のほうからご加入をいただいているというところがございます。こちらの企業の皆様のほうから、連携をしながら、魅力的な共生社会をみんなで作っていきこうというところがございます。

具体的な事業については、私どものほうで、障がい者アートを活用したポスターとステッカーというものを作成いたしました。こちら、昨年まではポスターだけだったんですけれども、今年度は新たに、ちょっと小さ目のサイズのステッカーというものを新規につくったというところがございます。作成にあたっては、アート自体は障がい者の方が書いた絵なんですけれども、アートを軸にしたポスターのデザインについては、新潟デザイン専門学校の皆様からいろいろな案を出していただいて、学生の皆様からも共生社会につい

て考えてもらうきっかけとしたところでございます。この完成したポスターとステッカーについては、ともに Entrance、この企業間ネットワークに加入していただいた企業のほうに配布をさせていただきます、店舗ですとか、会社のオフィスのほうに展示をしてもらうことで、会社としても共生社会に関心があるんだよという旨をアピールできますし、こういったものがまたお店の前ですとかレジの脇なんかにはられたりすることで、利用された市民の皆様にも、理解を深めることにつなげていけるのかなというふうに考えております。

それからもう1つ、今年度新しく公式のバナーのほうも作成をいたしました。このともに Entrance については、会員の皆様の方から年会費、このポスターとかの実費分といたしまして、年会費 1,000 円を頂いているんですけども、やはり会員の皆様にもしっかりとしたメリットがないといけないかなということで、ポスター・ステッカーの配布に加えて、市の取り組みに参画している企業、団体であるというアピールにつながるように、新潟市のマークの入ったバナーを活用いただけるような仕組みを始めたというところがございます。

それから、3番の合理的配慮事例の募集については、これは初年度からずっと行っておまして、合理的配慮の事例というものを募集しつつ、いいものをホームページで紹介をしていくといったことを続けております。

次にCのわかりやすい広報でございますけれども、今年度は 12 月 4 日から 6 日までの 3 日間、イオンモール新潟南で、共生条例の普及啓発のイベントブースのほうを設置をいたしました。ここでは、共生条例について、チラシですとか、広報用のポケットティッシュを配布をして、併せて条例の認知度調査を行ったところがございます。

条例の認知度について説明いたしますので、資料の 3-2 のほうをご覧ください。資料の 3-2 が、条例の認知度調査の結果ということになっておりますが、12 月 4 日から 6 日まで、イオンモール新潟南でイベントを実施して、条例のグッズですとかパンフレットの配布、それから併せて、まちなかほっとショップによる授産製品の出張販売なんかも一緒に行ったといったところがございます。イベントのほうには、3 日間で 2,440 名の方からご来場いただき、このうち 620 名の方からこの認知度調査にご回答、ご協力をいただいたというところがございます。

結果といたしましては、今回の調査での認知度は 28.7%、昨年度、同じくイオンモール新潟南で行った調査の際は、認知度が 31.4% でしたので、数字といたしましては 2.7 ポイントのダウンといった結果でございました。同じイオンモール新潟南でも、昨年度とちょっと調査を行った場所が変わったりしたことですとか、回答人数が大きく増えたといったこともありますので、どちらかという今年度行ったこの 28.7% という結果が、実態に近い認知度なのかなというふうに私どもは考えております。今回、今年度コロナウイルスの影響でなかなか研修会とか幅広くできなかつたということも、1つの要因なのかなと思っております。また、年齢別の認知度を見ていただきますと、特に 10 代以下の認知度がちょっと低いと。続いて 20 代から 30 代の認知度が低いというようなことが見てとれます。

それから、「Q2 どのようにしてこの条例を知りましたか」といったところでは、市報や区役所だよりで知った方が最も多くて、続いて会社ですとか組織の研修会といったものが続いたというところがございます。この結果を踏まえますと、やはり市報や新聞に触れる

機会が少ない、もしくは、地域の集会ですとか会社の研修とかにご参加する機会が少ない世代で、この条例を知る機会というのがなくなっているのかな、そのために認知度が低くなっているのかなというふうに考えられます。今年度も、いろいろな場で条例の研修会を行ってまいりましたけれども、就職する前の学生の方ですとか、会社に勤めていない子育て世代の方ですとかに対して、どのように周知啓発を行っていくかというのが課題なのかなということが感じたところでございます。今後こういった世代が、この条例を知る機会を設けられるように、取り組んでいきたいというふうに思っております。

令和2年度の「ともにプロジェクト」の取り組みについては以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ただいま2年度の取り組みについて、事務局から説明がありましたが、お聞きになりたいところがございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(柳委員)

こちらの資料のことです。私、新潟市ろうあ協会柳と申します。小学校での指導、大変にありがとうございました。小学校・中学校ということだったんですが、まことに残念だなと思ったのが、小学校だけで、中学校には実際に行けませんでした。それは残念だなと思います。この事業、2年前より開始ということで、これを受けさせていただいてるんですけども、なかなか連絡のことであったりですとか、また担当される職員さんがお時間でちょっといっちゃらなかったというようなことがあったりですとかで、スムーズな連絡が少し難しいように感じました。ですので、今後はその辺りをご調整いただければと考えております。また来年度も引き続き、この事業よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、今回この事業、謝礼金等があったんですけども、金額等でなかなか誤解が生じたようにも感じております。やはり謝金のほうが小学校から出たり、また市役所のほうから出たりというような、なかなか誤解が、いくつかそういうことがございましたので、そのようなことに関してもわかりやすい説明、そして連絡等を頂ければと思っております。よろしくお願ひをいたします。

それと、私立のほうでは、小学校・中学校だけではなく、高校もあるかと思うんですが、そういう方々に対してもいかがかなと思っておりますが、どうでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、ご意見ありがとうございます。この事業につきましては、来年度も引き続き行っていきたいと思っております。その中で、実際これをやることになると、私どもは教育委員会を通じて、各学校さんに、こういったものがあるのでぜひ使ってくださいというようなPRをさせていただいてるんですけども、やはり学校側の、今なかなか授業時間の確保が難しいといった中で、どこまでこういうことができるかというのは、各学校によってまた状況が変わってきたりということもあって、中学校がちょっとできない年があったりだとか、そういうことが出てしまうのかなというふうに思っております。ある意味、学校の先生の考え方ですとか状況によって変わってくるという部分もあるかなと思うんですけど

ども、そういったことだけに影響されないように、幅広く若い世代に伝わっていくように、教育委員会のほうと連携をしながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、私立ですとか、高校というところについては、なかなか、対象を広げるのは簡単なんですけれども、予算とかにも限りがあるので、まずは小学校・中学校というところから今始めているというところでございます。小学校・中学校の実際の実施状況といったものを見ながら、また次の新しい分野のほうにも広げていければなと思っておりますので、その展開については、今後また検討させていただければと思っております。

(長澤会長)

柳委員、いかがでしょうか。

(柳委員)

はい、ありがとうございました。

(長澤会長)

ありがとうございました。4について、ほかにご質問ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(渡辺副会長)

すみません。この前古町の辺りで、バス、ともにプロジェクトのマークを見かけたんです。とってもいいなと思って見たんですが、何台ぐらいあのマーク掲載されていますでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

恐らく見られたバスは、市が運行している観光循環バスだと思うんですね。障がい者アートでラッピングしたバスのほうに、ともにプロジェクトのロゴマークも付けていたと思いますので、そのバスだと1台になります。それ以外の、新潟交通が運行しているバスについては、一昨年、去年とその前の年、夏休みの間ぐらいだけ、バスの車内に障がい者アートのポスターを展示するというような事業を行ったんですけれども、今現在はバスのラッピング等はちょっと特別に私ども行ってないので、その観光循環バス1台のことかなというふうに思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

### 3. 議事(5) 令和3年度「ともにプロジェクト」の取り組み予定

(長澤会長)

では次も関連しておりますので、次年度、令和3年度の「ともにプロジェクト」の取り組み予定について、また事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、令和3年度のともにプロジェクトの取り組みということで、資料のほうは資料4をご覧ください。基本的には今年度と大きく変わっているところはないんですけども、まずAの、障がいのある人とない人の交流の機会の創出といったところにつきましては、今年度実施していた謝礼補助というものは、そのまま継続をいたしまして、学齢期からの共生条例や障がいの理解促進に取り組んでいきたいというふうに思っております。通常の障がいのある方を招いた枠と、聾者の枠ということで、それぞれ12校ずつを一応目標としているところでございます。

それから、一般企業への周知啓発といったところの1番、障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発といった部分では、従来のバス停ですとか、こども創造センターといった所に加えまして、来年度は大規模小売店での展示なんかを検討していけないかなというふうに、今考えているというところでございます。

それから②のともにEntrance、企業間ネットワークの構築のほうにつきましては、来年度から新たに、会員向けのメールマガジンを発行して、入ってくださった新規会員の紹介ですとか、各Entranceの企業の取り組みなどを、気軽に共有できるようなことを考えていきたいなというふうに思っております。それから今年度コロナの関係で開催できなかったんですけども、情報交換会というものも以前は開催をしております、いわゆる、どういふことに取り組みばいいかわからない方たちがみんなで集まって、実際に先駆的に取り組んでいる企業のお話を聞いて、参考にさせていただくような情報交換会、先進的な取り組みの紹介ですとか、パネルディスカッションですとか、その後のフランクな意見交換といったものも以前はやっておりましたので、新年度につきましては、コロナの状況を見ながら、可能であればそういうこともやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから③の合理的配慮事例の募集につきましては、先ほどご説明したとおり、引き続き継続をしております。

それからCのわかりやすい広報といった部分につきましては、これまでも行っております条例の研修会ですとか、パンフレットの配布といった、地道な活動を通しての普及啓発を大切にしながらも、障がい福祉に関連しないようなイベントでも、積極的に広報活動を展開をしたりですとか、人が多く集まる場所で、またアンケート等を行うなりとか、1人でも多くの方に知ってもらうような取り組みを引き続き行っていきたいと考えております。以上でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。次年度の取り組みについて説明をいただきました。内容についてお聞きになりたいこと、もしくはご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。中島委員、お願いいたします。

(中島委員)

たびたび発言させていただきすみません。よろしくをお願いいたします。中島です。1週

間ぐらい前でしたか、BSN で障がい者アートを取り上げられて、私も見せていただいて、なかなか力の入ったいい番組だったなと思ってます。ただ、ちょっと頭のほう見損ねたので、それが本当はないのかどうかわからないんですけど、要するに共生社会の話は一言も入ってないんですよね。市の取り組みということもそうですし、そういう、きちんと「ともにプロジェクト」という公式な形の名前は出ているにもかかわらず、あの番組の中では、僕はちょっと頭欠けてるんで、そここのところで見逃してるのかもしれないんですけど、1回も出てこなかったと思うんです。それはディレクターの問題ということもあるし、局側の問題も実際もあるので、それがいいとか悪いとかいうつもりはないんですが、市としては、ああいう番組が企画されたときに、一応彼らも公共放送ですから、市としてこういう取り組みがあるんだということであれば、それはやはり知らせようとかいうことは十分やるべき話なんですね。それを今回、BSN の番組においては触れられていなかったということは、とても残念に思うんですよ。市側からはそういうふうな働き掛けといたしますか、そういったものはなされていらっしゃるんでしょうか。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

もともと3月20日の番組については、この障がい者アートを取り扱っている方に焦点を当てた番組ということでお聞きをされていて、その中で市役所が行っている事業について、どういうことを考えているのかお聞かせをいただきたいということで、こういう考えでこういうことを市役所をとしてはやってきましたよ。特にバス停の所へのアートの展示の話ですとか、それだけではなくて、「ともに Entrance」のステッカーをつくったとかポスターをつくったみたいなどころも、実際の取材としては私ども受けたところでございます。あとは番組の趣旨の中で、ああいう番組の構成になったというふうに思っておりますけれども、私どもとしては、いろんなところで私どもの取り組みを知ってもらえるような場があれば、積極的にPRをさせていただければなと思っておりますし、それを通じて少しでも知ってもらえればと思っておりますが、あとは取材される側ですとか、番組をつくられる側とのご相談の中で、どこまでそういう名前を出していただけるかとかというのは、そのとき個別のご相談になるのかなというふうに思っております。

(中島委員)

はい、わかりました。結構でございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

この合理的配慮のほうの募集ですけれども、今日残念ながら日本放送協会さんの方がご

欠席ということですが、特に地元のテレビのほうの放送ですね、私たちにとっての字幕ですとか情報をつかむための手段、それがありません。いつもいつもそのことについてはお願いをしているのですが、何かそういうようなお話とかはございませんでしょうか。

(長澤会長)

事務局いかがですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

情報共有というか、情報提供の方法については、正直柳委員のほうもご承知のとおり、新潟市のほうも今年度から、市長記者会見の際に手話通訳をつけるようにしたというようなことで、まだまだ環境の整備が遅れているのかなと思っているところでございます。民間のテレビ局、NHK も含めてですけれども、ほかの企業さんのほうがその辺りをどのように考えているかというのは、それぞれ企業の中でのお考えがあると思いますけれども、この「ともにプロジェクト」もそうですけれども、新潟市の共生条例があるということを、しっかりとそういう企業のほうにもあらためて説明をしながら、できる範囲になると思いますけれども、そういうものの実現というものを呼び掛けていければなと思っておりますので、また個別にいろいろな所にお話をしていければなと思っております。

(長澤会長)

ありがとうございました。ぜひ今回の記録などもお伝えいただきたいと思います。柳委員、よろしいでしょうか。

(柳委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。時間もございますので、前のテーマでもいいかと思っておりますので、何か聞きそびれた、そういったことがございましたら、この場でご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(中島委員)

それでは、今日の議題以外のことでもよろしいでしょうか。

(長澤会長)

いかがですか、事務局。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

答えられるかどうか、内容を聞いてからになりますけど、忌憚なくご意見お伺いできればなと思っております。

(中島委員)

今まで、今回参考資料として条例について、条例を掲載しているわけでございます。まことにあれながら、しっかりと、今回はすごくしっかり読ませていただきました。今までいかにあれしてたかという話なんですけど、申し訳ありません。この中で、先ほど私がもうちょっと、私の仕事の話は申し上げたと思うんですけど、現在、福島県の浜通りにおける精神障がい者の方たちの10年みたいなドキュメンタリーを、これずっと継続して震災発生からずっと継続してつくってるんですけども、その中に、やっぱり被災をされた精神障がいをお持ちの方の発言で、やはり避難所というのはものすごく苦しかったと。自分たちが家族と一緒にやっていく中でも、やっぱり非常に不安は強まりますので、ワーワーワー泣いてしまったと。そうすると、周りから「うるさい、静かにしろ」とか、そういうどなり声を浴びたというようなお話も出てきたんですね。そういうお話というのは決して特殊に語られてるわけではなく、災害報道の中でそういう問題点を指摘されているというのは、皆さんもよくご存じのことだと思うんですけど、新潟市としては、特に、私の範疇が精神障がいなので、そちらのほうでお伺いしますけれども、何か災害が起こったとき、例えば第2回新潟地震が起こったときに、そういう障がい者の方たちを特別に支援する、そういう施策というのは、計画としてきちんとプランニングされているのか、さもないとすればそういうプランをきちんと立てようという方向性が動いているのか、その辺の状況、状況論で結構でございますので、お知らせいただけますか。

(長澤会長)

いかがですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご質問ありがとうございます。基本的に災害が発生したとき、一般的には皆さん最寄りの避難所のほうに避難をしていただくということになりますけれども、当然障がい者に限らずですが、介護が必要な方ですとか、妊娠されている方ですとか、支援が必要な方などが同じ一般の方がいらっしゃる避難所で、ちゃんと避難生活を過ごすことができるかどうかということもありますので、福祉避難所という、支援が必要な方が避難生活を行う場所というのを、一定程度指定をしたりですとか、協定を結んだりして確保しているというところでございます。実際には、一般の避難所に避難をしていただいた上で、その中で例えば部屋を変えて対応ができるのであればそういうような形で対応いたしますし、それでもやはり難しいということになれば、福祉避難所のほうを開設をして、福祉避難所のほうに移動していただいて、そちらで避難生活をしていただくというようなことは、想定はしております。

ただ、実際に福祉避難所のほうを、現実問題まだ実際に開いたということがないので、ちょっとそういう辺りは、例えばシミュレーションするですとか、実際に災害に遭って福祉避難所を開いた自治体ですとか、福祉避難所で生活をしたことがある方からの意見も聞きながら、具体的な対応というのはもう少し詰めなきゃいけないかなと思っておりますけれども、福祉避難所で対応するというのが、まず基本になるかなというふうに思っています。

(長澤会長)

中島委員、いかがですか。

(中島委員)

はい。さまざまにご検討されているということがよくわかりました。それこそここに書いてあるんですが、震災発生時その他の緊急時に、障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともにという、その障がいの特性に応じた支援というのが大変難しいと思うんですよ。ですので、ある意味においては、まさにシミュレーションを繰り返して、災害なんてないにこしたことはないんですが、現れるときは突然現れますし、そういう一種のシミュレーションというものを、いろいろ試みていただければなと思います。よろしくをお願いします。

(長澤会長)

ちなみに、この福祉避難所というのは、情報というのはホームページ等に記載されているんですか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

新潟市の防災計画自体が新潟市のホームページに載っておりまして、その中に記載されているということになります。指定の福祉避難所が各区に1カ所ずつ、8カ所あって、それ以外に協定を結んでいる福祉避難所が61カ所、これがいわゆる民間の老人福祉施設ですとかになりますけれども、ある中で、実際にその施設に通われている方だとか、入所されている方なんかもありますので、どの施設が何人受け入れられるかというのは、そのときにならないとわからないので、全部の施設を全部いきなり開設できるかということ、そうもいかないだろうと。その辺りがなかなか、どれだけのキャパを準備できるかとかというのが、災害の規模ですとか、そのときの状況によるのかなというふうに考えています。

(長澤会長)

ありがとうございました。防災計画に情報があるということですので、ご確認ください。ほかにもいかがでしょうか。全体を通して何かご質問やご意見ございましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。高橋委員。

(高橋委員)

高橋有紀です。すみません、さっきお伺いした部分、もう一回だけ、ちょっと私の頭の整理がついてなくて申し訳ないんですけど、教えてください。保育園に対する指導方法の改善についての該当事例の3のところ、私がわからなかったのが、オーダーとして付添いを入れてほしいというオーダーが来て、それに対する対応として、付添いは初年度のみで2年以降は不可、これは保育園のルールであるということが前提としてあるんだと。私この保育園のルールの妥当性をどういうふうに検討したのかなというところがわからなくて、保育園は基本的には付き添わない所だということなのでそういうことなのか、このルール

自体妥当じゃないんだったら、やっぱりそれは問題じゃないかなと思ひ、最終的な結論はいいと思うんですけど、そこら辺りの思考過程を教えていただければなと思ひました。

(長澤会長)

いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

基本的に、私どものほうに相談に来たときには、「私たちは障がいがあるから特別に差別されたと思うんだけど、どうだろうか」という相談で来るので、まず障がいを理由とした差別だったかどうかというのを判断をします。今回については、あくまでも保育園のルールがそうだったので、あなたに障がいがあるから付添いを付けないというような判断をしたわけではない。なので、障がいを理由とした差別ではないという判断をまずしたのが1つ。

保育園のルールがどうかという話については、それでちゃんとした支援が保育園のほうでできないのであれば、直す必要が当然あると思ひますし、その状態でもちゃんとした支援ができるのであれば、直す必要がないだろうと。そこについては、保育園さんの、ただ保護者の方からは付けてほしいんですと、自分らが付きたいんですというようなご意見があったので、保育園のほうにお話をしたところ、では、その療育の必要な子には、保育士が付くように人員体制を強化しましょうというようなご回答を保育園のほうから頂いたので、それで足りるかどうかという話になると、またそれでやってみないとわからないと思ひますけれども、障がいを理由とした差別ではないということと、保育園としてちょっと体制を強化するといったことで、対応したというふうに判断したというところでございます。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。

(高橋委員)

最初に会長のほうからお話があったとおり、話し合いで解決されるという思考、私たち、要件に1個1個当てはめて、当たらないのか。でもこれは合理的配慮としてはちょっと過度な負担になるので、そういうことは求めなかったのかという思考過程でやってるのかなと思ひてたんですけど、それよりかは話し合いでということをも重視されているんだなということがわかりました。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

本当にお話があったとおり、今回一応指導保育士を中心に見守るとか、人員体制を強化すると、もしくは学年主任がフォローに入るといったことで、一応話し合いはついたんですけど、これでまた、それじゃあ支援体制がやっぱり足りないよという話になれば、また当然ご利用している方と保育園の間とで相談をして、もうちょっと体制強化してこないかというような話を継続していくという形になるかなと思ひております。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。このあと何かまた思い出して、こういったことはどうだろうかなんていうアイデア等ありましたら、事務局のほうにお伝えしても構いません。この会議の場で忘れていたけど、あとでこういうことをお願いしたいということがございましたら、その情報、意見等を事務局のほうに伝えてください。可能だそうですのでお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、これで議事のほうを修了させていただきます。マイクを事務局にお返しいたします。では、事務局お願いいたします。

#### 4. その他

---

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、最後私どものほうからその他ということで、いくつか連絡事項、報告事項のほうお話しさせていただきます。

机上配布した資料があるかと思えますけれども、1つ目の報告は、障がい福祉に関する計画を、新たに策定をしましたので、簡単にご紹介をさせていただきたいというものでございます。資料のほうとして、第4次新潟市障がい者計画というものと、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画、どちらも概要版というものをお配りをしております。

まず、この第4次新潟市障がい者計画、こちらについては、1ページを見ていただきますと、障害者基本法の規程に基づく市町村の障がい者計画で、新潟市の障がい者施策の基本的方向性を定めるものということになります。基本理念といたしましては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指すということを基本理念として、3の基本目標に書いてあるとおり、3つの大きな基本目標を定めております。

計画の期間につきましては、来年、新年度から令和8年度までの6年間という計画になります。2ページ以降、計画の構成ですとか主な施策等記載してありますけれども、先ほどご説明した3つの基本目標に基づいて、それぞれ各論というものを設けておまして、各論の中で現状と課題、それから施策の方向性、それから主な施策といったものをまとめております。3ページ以降が、各論の名称とそこに位置付けられている主な施策ということで、記載をしております。最後6ページに、計画の推進に向けてということで、庁内の協力、それから関係団体とも協力をしながら、計画をしっかりと推進していきますということで、記載をしているというところでございます。

それからもう1つの、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画、こちらについては、1ページに記載をしておりますとおり、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法および児童福祉法の理念を実現するための計画ということで、3年後の令和5年度における各種サービスの数値目標ですとか、それまでに至る各年度の、サービス提供の見込量を設定するといった計画になっております。こちら、計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間ということで、

先ほどの障がい者計画の半分の期間ということになります。

2ページには、計画の基本理念ですとか基本的な考え方が書いてありまして、3ページ以降に令和5年度の成果目標、それから7ページ以降には、各年度のサービスの見込量というものを記載してございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

この中で大きなポイントといたしましては、資料で言うと3ページの(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、施設の入所者数を目標値として掲げております。これは、国のほうとしては、基本的には地域生活への移行というのが今の大きな流れですので、入所者を削減しましょうという目標を設定しなさいと言ってきてるんですけども、新潟市の場合は、ここ数年、入所の待機者が若干増加傾向にあるということで、まだ160人ぐらいの方が入所できずに待機をしていると。その中でも約半分の80人ぐらいの方は、比較的早期の入所が求められるような方ということで、入所の削減というよりは、今よりも入所の数というのを必要な数、若干数ですけども、増やしていくというような目標を、今回策定をさせていただいたところになります。

今後、この2つの計画につきましては、障がい者施策審議会のほうで進捗のほうを管理しながら、しっかりと目標が達成できるように取り組んでいくというふうに考えております。

それからもう1点の報告が、もう1つの資料、新潟市福祉読本の改訂版の発行ということで、こちら教育委員会のほうが作成したのになりますけれども、児童・生徒が共生社会の実現に向けた市の取り組みについて理解するとともに、障がいのある人や高齢者に対する理解を深め、また理解を広めることを目的に策定をしたということで、学校の全教育活動にかかわって、必要に応じて活用されるということになります。

改訂のポイントといたしましては、共生社会の実現をめざした新潟市の取り組みを積極的に取り入れて、道徳ですとか、総合的な学習の場で活用できるようにしたところがございます。

私どもからの報告、2点以上でございます。

(長澤会長)

はい、ありがとうございます。事務局から情報提供いただきました。これについて、何か質問等ありますか。

では、委員の皆様から何か情報提供など、この場でご発言したいということがありましたら、挙手をお願いします。

(柳委員)

柳です。大変ショックを受けたんですけども、こちらの市報ですが、こちらの中に、読ませていただきますと、身体障がい者のためのパソコン講座という欄がございました。そちらの講座、内容を見ますと、私自身は差別と感じました。というのは、「視覚・聴覚障がい者は除く」という一文が入っております、それはやはり「除く」ではなくて、障がい者のための教室ということであれば、ともに学べるようにというようなことを、私どもの会員のほうから、数多く要望が出されましたので、これは福祉課のほうとしては、お考えはどのようなことになっているのか、お教えいただきたいと思っております。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ちょっとその市報の記載がどうなってるのか、どこの部署が出しているのか、私どもの部署じゃないところが出してると思うんですけども、どこの部署が出しているのかちょっとわからないので、確認させていただいて、どういった形で、どういうことを考えているのかとか、どういう出し方が適切だったかどうかという辺りについては、ちょっと担当部署のほうに確認をさせていただければと思っております。

(長澤会長)

ということですが、よろしいでしょうか。

(柳委員)

今後はそのような中身、ぜひご理解いただけるような内容にしていきたいと思っております。

(長澤会長)

はい、よろしく願いいたします。ほか、皆さんから情報提供等ございましたらお願いいたします。

(柳委員)

はい。よろしいでしょうか。私ども聴覚障がい者には、やはり手話言語条例もこちら認めていただきましたが、2年前になりますでしょうか。そのような形で条例を認めていただき、2年前に国民文化祭が開かれたときに、障がい者の町歩きということで、いろんな障がいの方々でも楽しめる町歩きということを実行いたしました。昨年、今後新たにまたどうするのかということで、障がいの人たちでまた新たに立ち上げて、計画を行っているのですが、障がいのある人もない人もともに楽しめるというようなことを行うための会議を開く場に、私どもは聞こえませんので、視覚障がいの方や車椅子の方々もいらっしゃるのですが、そういう私どもは聞こえないということで、手話の通訳ということをお願いをするんですけども、ここはなかなか自発的行為ということで認めていただけませんが、ぜひそういうのも、手話の通訳の派遣を認めていただけるように、今はこちらで手話の通訳ということをお願いしていますが、そういうところもコミュニケーションが必要だということを理解いただければと思っております。

それが1点と、もう1点が、今年の古町芸妓が行ったお話がございました。参加費・入場料を取っての芸妓さんのお話というような場面で、私自身耳が聞こえませんので、そういう芸妓さんのお話も聞きたいと思って、お話をいただければと思ったんですが、それも手話の通訳の派遣ということがかかないませんでしたので、聞こえる人たちはそのお話を聞くことができますが、私どもは通訳がないとお話を聞くことができませんでしたので、ボランティアをお願いをして、その芸妓さんのお話を聞いて、その場で楽しむことはできたんですけども、そういうのもすべてにおいて、手話の通訳が派遣ができるように、きちんと市民と同じように楽しめるように、ご理解がいただければと思っております。

(長澤会長)

はい、ありがとうございました。何か事務局で触れることはありますか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。手話通訳者ですとか要約筆記者の派遣について、なるべく幅広く派遣を認めていただきたいというご要望については、以前からもお話をお聞きしておりますし、考えていかなければいけないなというふうに思っております。あとは、実際に派遣できる人数の問題ですとか、お金の問題ですとか、そうはいつでも何でもかんでも派遣ができるものではないと思いますので、一定の制約を付ける中で、どこまで認めていくことができるかということについては、ほかの障がい福祉サービスでどういうことを認めているかといったような辺りで、バランスを見たりですとか、ほかの政令指定都市でどういうふうに対応しているかといった辺りも見ながら、引き続き検討していきたいと思っておりますので、こういったときに認めてほしいんだというご意見があれば、まずは気軽ににお聞かせいただければなと思っております。引き続き検討させていただきたいと思っております。

(長澤会長)

よろしいですか。

(柳委員)

はい、わかりました。

(長澤会長)

ほか、いかがでしょうか。なければ、本日の会議をこれで終了させていただきます。

長時間にわたって皆様ありがとうございました。マイクを事務局のほうにお返しいたします。お願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

長澤会長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発なご発言をいただきありがとうございます。

事務連絡ですが、お預かりしております駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、後ほど受付にてお受け取りください。

以上で、第6回条例推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。